

市立小・中学校の適正規模・適正配置の 取組に係る意見交換会(小鮎地区)

令和5(2023)年11月4日(土)
小鮎小学校



厚木市教育委員会

意見交換会の趣旨・スケジュール

- ・ 本日は小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る意見交換会に御参加いただきありがとうございます。
- ・ 本意見交換会では学校規模適正化に取り組む背景や、令和3（2021）年度に策定した方針の内容、小鮎地区における適正規模の方策の方向性（案）について市の考えをお示した上で、皆様と意見交換をさせていただくものとなります。
- ・ 開催時間はおおむね1時間半程度を予定しています。

内容

1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか
2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方
3. 小鮎地区の小学校の現状について
4. 小鮎地区の方策の方向性（案）について
5. 小鮎からはじまる新しい厚木の教育
6. 今後の取組スケジュールについて
7. 意見交換

1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

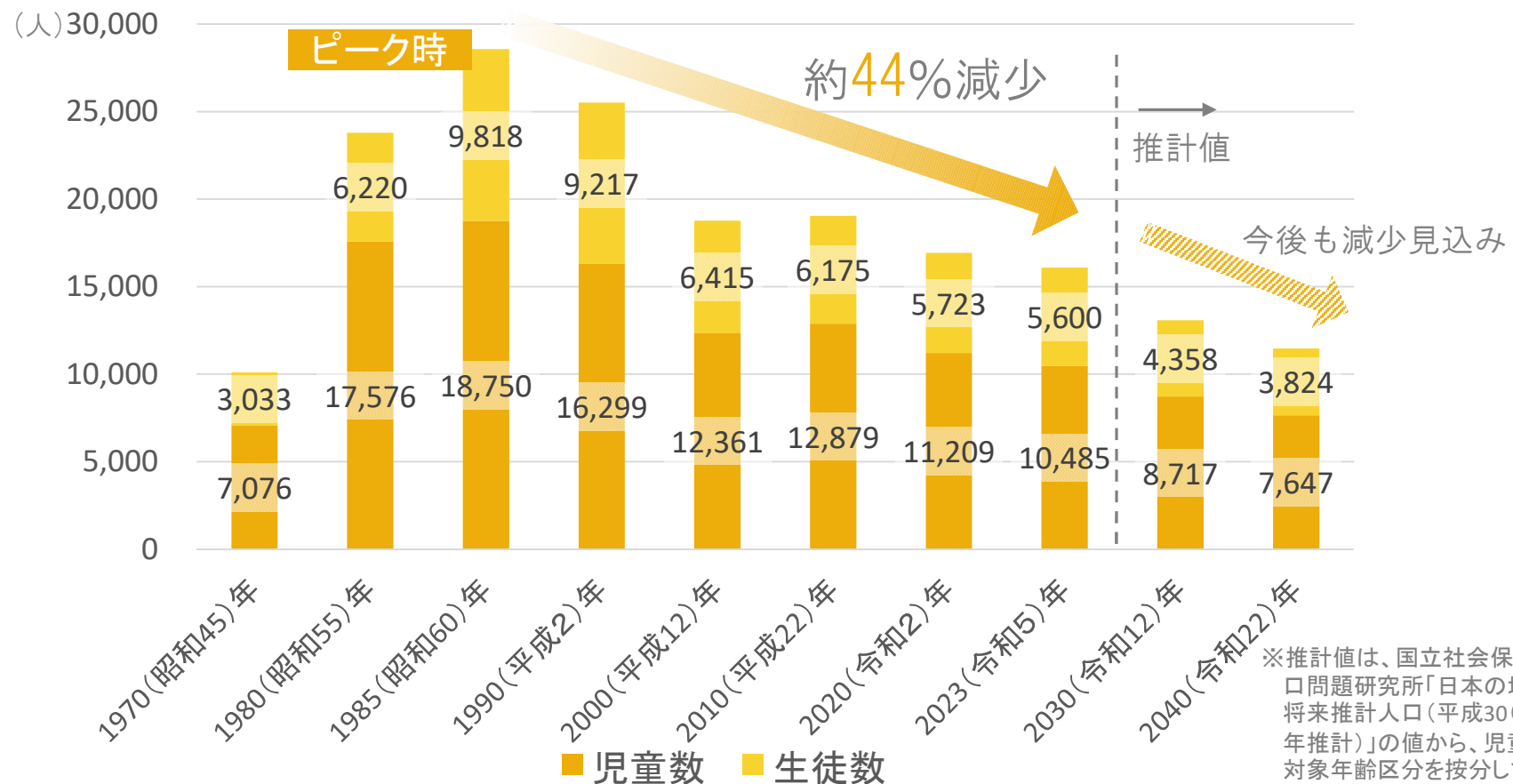
① 学校の適正規模・適正配置の取組とは

- ・ 現在、本市では児童（小学生）・生徒（中学生）数の減少に加え、施設の老朽化、教職員の多忙化などの課題に直面
- ・ そうした課題を踏まえ、次世代を担う子どもたちが将来にわたってより良い教育環境で学ぶことができるよう、その構成要素の1つである学校規模（1学校当たりの学級数）の適正化を図ることが必要

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

② 児童・生徒数の減少

- ・本市の児童・生徒数は昭和60(1985)年度の28,568人をピークに減少が続く
- ・令和5(2023)年度の児童・生徒数は16,085人。ピーク時と比べ約44%減少
- ・推計では今後も減少が継続する見込み
⇒学校の小規模化が今後一層進展する見通し



なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

③ 学校施設の老朽化

- ・市内には小・中学校合わせて36校・155棟が整備
- ・施設の老朽化が進んでおり、令和5(2023)年度時点で、約56.1%の建物が築40年以上経過（令和14(2032)年度までに12校15棟の建て替えの検討が必要）
- ・学校の建て替えに伴う更新費用等で令和36(2054)年度までに約828億円が必要となる見込み

⇒限られた予算を有効に活用し、将来にわたって良好で安全な教育環境の維持を図るため、将来的な学校の在り方を見据えた上で、建て替え費用の削減等を図りながら施設整備等を実施する必要がある

【学校の建て替えの考え方について】

回答区分	1 位		2 位		3 位	
保護者	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	8.5%
教職員		72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	9.3%
市民		75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	9.6%

[令和3(2021)アンケート調査結果]

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

④ 学校教職員の多忙化

- ・市立小・中学校を対象に平成29(2017)年度に実施した勤務実態調査では、月平均の時間外在校等時間数は、小学校で約54時間、中学校で約70時間
 - ・令和元(2019)年度に「市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進中
- ⇒取組の推進に当たっては学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要がある

【小規模な学校※における学校運営上の課題について】

回答区分	1 位		2 位		3 位	
小学校教職員	教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	26.1%	教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい	13.6%
中学校教職員		30.8%		28.0%	部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい	19.6%

※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

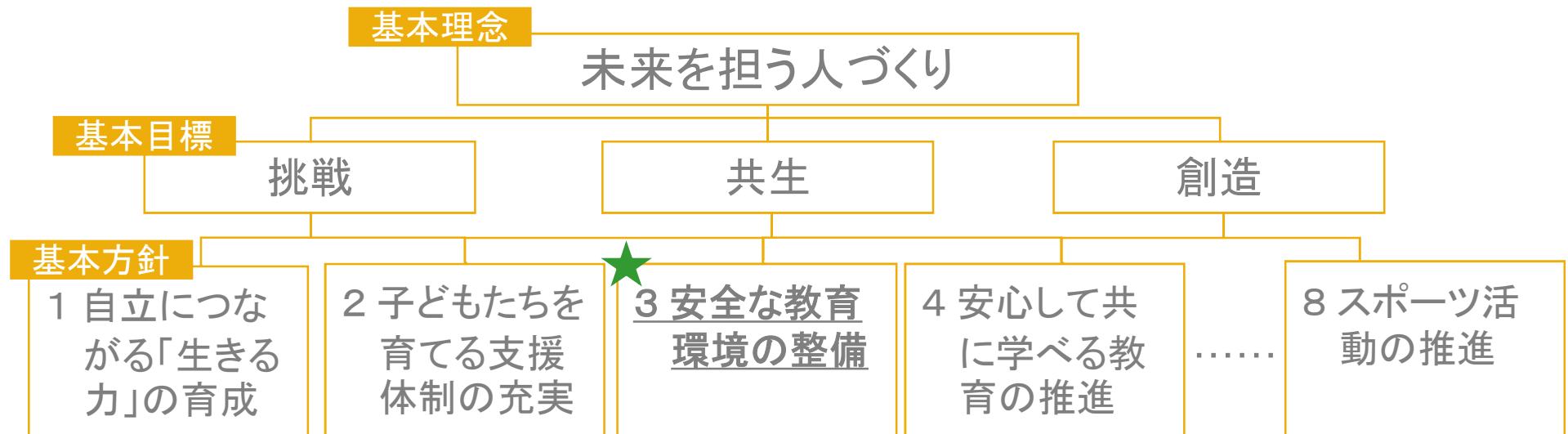
[令和3 (2021) アンケート調査結果]

2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模・適正配置の基本的な考え方について

① 本市教育行政における位置付け

- ・本市では、市教育振興基本計画に基づき「**未来を担う人づくり**」を基本理念に掲げ『社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成』に取り組んでいる
- ・計画では8つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施しているが、方針の1つである「安全な教育環境の整備」として、**子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整える**ため、『**児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進**』に取り組むことを定めている。



適正規模・適正配置の基本的な考え方

② 学校の適正規模（小規模な学校のメリット・デメリット）

- ・市内には様々な規模の学校が存在しており、小規模な学校・大規模な学校それぞれにメリット・デメリットが存在
- ・学校規模の偏りが大きくなるとデメリットも大きくなるおそれ

【小規模な学校※におけるメリット・デメリット】※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

区分	回答者区分	1位	2位	3位
メリット	小学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい
		教職員		児童・生徒の人間関係が深まりやすい
	中学校	保護者		学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい
		教職員		児童・生徒の人間関係が深まりやすい
デメリット	小学校	保護者	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい
		教職員		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
	中学校	保護者		運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい ほか1件※1
		教職員		PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい
			多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
			※「教職員」では1位と同率	

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率（12.9%）
[令和3（2021）アンケート調査結果]

適正規模・適正配置の基本的な考え方

③ 学校の適正規模（望ましい学級数）

校種	適正規模
小学校	12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）
中学校	9学級～18学級程度（1学年当たり3～6学級程度）

【参考：令和4（2022）アンケート調査結果（小鮎地区）】

方針で定めた適正規模の範囲についてどのように思われますか

回答区分	1位		2位		3位	
児童保護者	おおむね適切 だと思う	53.6%	適切だと思う	37.7%	あまり適切ではない	6.0%
未就学児 保護者		60.9%		27.5%		10.1%
保護者全体	おおむね適切 だと思う	55.9%	適切だと思う	34.5%	あまり適切ではない	7.3%

- ・「適切」、「おおむね適切」の合計が児童・未就学児保護者ともに90%程度であり適正規模の範囲についてある程度妥当だと捉えられている

適正規模・適正配置の基本的な考え方

③ 学校の適正規模（望ましい学級数）

【参考：令和4（2022）アンケート調査結果（小鮎地区）】

方針で定めた適正規模の範囲について（おおむね）適切と回答した理由

回答区分	1 位		2 位		3 位	
児童保護者	<u>教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい</u>	20.6%	<u>児童・生徒の人間関係が深まりやすい</u>	17.1%	多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	14.6%
未就学児保護者	<u>児童・生徒の人間関係が深まりやすい</u>	18.4%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	16.4%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	15.1%
保護者全体	<u>教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい</u>	18.5%	<u>児童・生徒の人間関係が深まりやすい</u>	17.5%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	14.7%

- ・ 小規模によるメリット（下線の選択肢）を意識している保護者と、大規模によるメリットを意識している保護者の両方が存在しているが、全体としては小規模な学校のメリットを意識している保護者の割合のほうが高い

適正規模・適正配置の基本的な考え方

④ 適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45分以内
中学校	おおむね 4 km・60分以内

- ・ 以前の市の方針や国の考え方では、小学校はおおむね 4 km以内、中学校はおおむね 6 km以内としており、徒歩換算ではそれぞれ60分、90分
- ・ 令和3（2021）アンケート調査では、現状の通学時間で60分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、許容範囲だと考える通学時間で60分以上と回答している保護者、教職員はほぼいない
- ・ 現状（令和5（2023）年度時点）で最長となる通学路は、小学校で2.9km、中学校では3.6kmであり、一部の例外を除き、ほぼ全ての児童・生徒が徒歩で通学

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑤ 適正規模の方策

・学校規模の適正化を図るため、次に掲げる方策の中から検討を実施

No	方策	方策の内容
1	<u>通学区域の変更</u>	通学区域を変更・再編成するもの
2	<u>学校の統廃合(既存学校用地の活用、新規用地の確保、通学区域の分割)</u>	既に学校が設置されている用地を活用又は新たな用地を確保し、複数校を統合するものや、1校を分割し、他の複数の学校に統合するもの
3	通学区域制度の弾力的運用（一部区域における学校選択、小規模特認校）	▶一定の学校規模の条件に基づき、住居からおおむね1 km以内に学校がある場合、当該学校への就学を認めるもの ▶通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
4	<u>学校の新設</u>	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
5	校舎の増改築	児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※下線を引いた方策は「通学区域の変更を伴う方策」

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑥ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

- ・学校規模適正化の方策を検討するに当たり、方策を実施した場合において望ましい通学距離・時間などを上回ることが見込まれる場合、併せて次に掲げる適正配置の方策を検討

No	方策	対象校種	方策の内容
1	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校	住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの
2	公共交通機関（バスなど）の利用を認める		バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
3	スクールバスを運行する		児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
4	自転車の通学を認める※	中学校	自転車を利用した通学を認めるもの

※No 4 については通学の安全性の確保を考慮し、まずNo 1～3の方策を優先的に検討した上で、必要に応じて検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑦ 方策の実施に当たり考慮すべき事項

- ・方策の検討に当たっては主に次の3点を考慮

地域コミュニティとの関係

○学校と地域コミュニティとの関係性

- ・小・中学校は学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営。特に近年ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を中心に積極的な取組が進められている
- ・今後も学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が地域で求められる

⇒方策の検討に当たっては、地域コミュニティとの関係性を考慮

○地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方

- ・アンケート調査では、小・中学校に期待する役割として「地域防災拠点」、「児童・生徒の放課後の居場所」、「地域の活動・交流の拠点」などの選択割合が高く、これらの役割が今後も求められる

⇒方策の検討に当たっては、これらの役割や機能への影響に配慮。

また、学校の統廃合を検討する場合、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑦ 方策実施に当たり考慮すべき事項

都市づくりとの関係

- ・市全体の都市づくり等との整合を図るため、本市の将来都市像や都市づくりの方向を示す「市都市計画マスタープラン」や人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるための「市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」などの都市づくりの考え方を考慮

公共施設の維持管理・適正配置

- ・「市公共施設最適化基本計画」では、令和36(2054)年度までに市公共建築物全体の更新・維持管理費用として約1,849億円を見込んでおり、それに対し、充当できる財源は約1,427億円であり、約422億円の財源が不足する見込み
- ・小・中学校は、施設の長寿命化を図るとともに、今後の児童・生徒数の推計を踏まえた適正規模による整備や施設の複合化等を進めることが必要

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑦ 方策実施に当たり考慮すべき事項

【参考：令和4（2022）アンケート調査結果（小鮎地区）】

学校規模適正化の方策を検討するに当たり、何を重視すべきですか

回答区分	1 位		2 位		3 位	
児童保護者	通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること（必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む）	42.9%	通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	27.0%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られること	13.1%
未就学児保護者	通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること（必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む）	40.9%	通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	34.1%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られること	10.6%
保護者全体	通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること（必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む）	42.3%	通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	29.2%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られること	12.4%

- ・ 1 位、2 位ともに通学に関する項目が選ばれており、方策実施後の通学の負担が大きくなり、安全が確保されることが重視されている

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑦ 方策実施に当たり考慮すべき事項

【参考：令和4（2022）アンケート調査結果（小鮎地区）】

学校規模適正化の方策を検討するに当たり、教育環境の充実以外では、何を考慮すべきですか

回答区分	1 位		2 位		3 位	
地区住民	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所、地域防災の拠点など、地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること	33.4%	将来的に児童・生徒数が減少する見込みであることを踏まえつつ、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内に小・中学校がそれぞれ1校以上維持されること	20.3%	学校施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新や施設の複合化が図られること	13.7%

- ・ 1 位に「地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること」、2 位に「地域内の小・中学校が1校以上維持されること」が選択されており、地域コミュニティの拠点として学校を維持していくことが特に重視されている

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑧ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

○実施基準

- ・ 当該年度から9年後の学級数の推計値が適正規模の範囲外の学校を対象
- ・ 対象校のうち、規模の偏りが大きい学校（表の下線に該当する学校）については、優先して方策を検討

校種	小規模		適正規模	大規模	
	優先的对象	対象		対象	優先的对象
小学校	<u>6学級以下</u>	11学級以下	12～24学級	25学級以上	<u>31学級以上</u>
中学校	<u>6学級以下</u>	8学級以下	9～18学級	19学級以上	<u>25学級以上</u>

○基本的な考え方

- ・ 「市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」の人口展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討
- ・ 通学区域の変更を伴う方策については、旧町村域による8地域を基に変更を検討
- ・ 方策の実施時期については、学校の再整備時期を見据え検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑧ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

○実施に係る留意事項

- ・ 対象校は、まず通学区域の変更を伴わない方策を検討
優先的对象校は、通学区域の変更を伴う方策を含めた全ての方策を検討
- ・ 方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、望ましい通学距離・時間の上限を目安に通学負担軽減策を導入
- ・ 通学区域の変更を伴う方策を実施した学校や地域については、当面の期間は、通学区域の変更は行わない

3. 小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校について

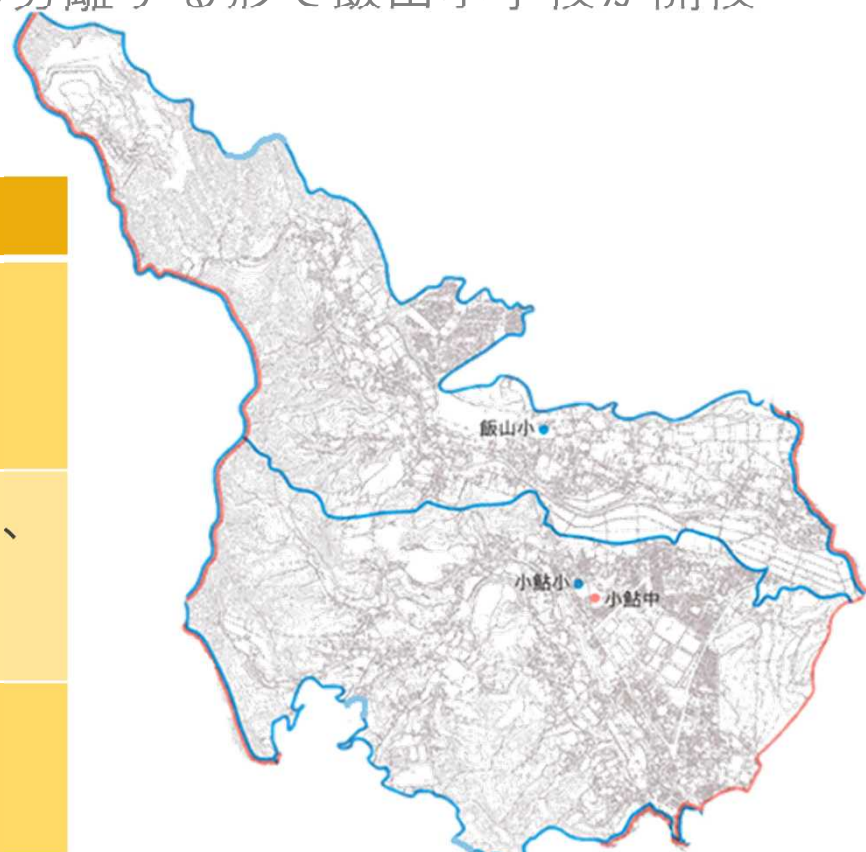
小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校について

① 小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校の変遷・通学区域 変遷

- ・ 明治22(1889)年に尋常高等小学校として小鮎小学校が開校。大正14(1925)年に現在の位置に移転
- ・ 昭和22(1947)年に、小鮎中学校が開校
- ・ 昭和59(1984)年に、小鮎小学校から分離する形で飯山小学校が開校

通学区域

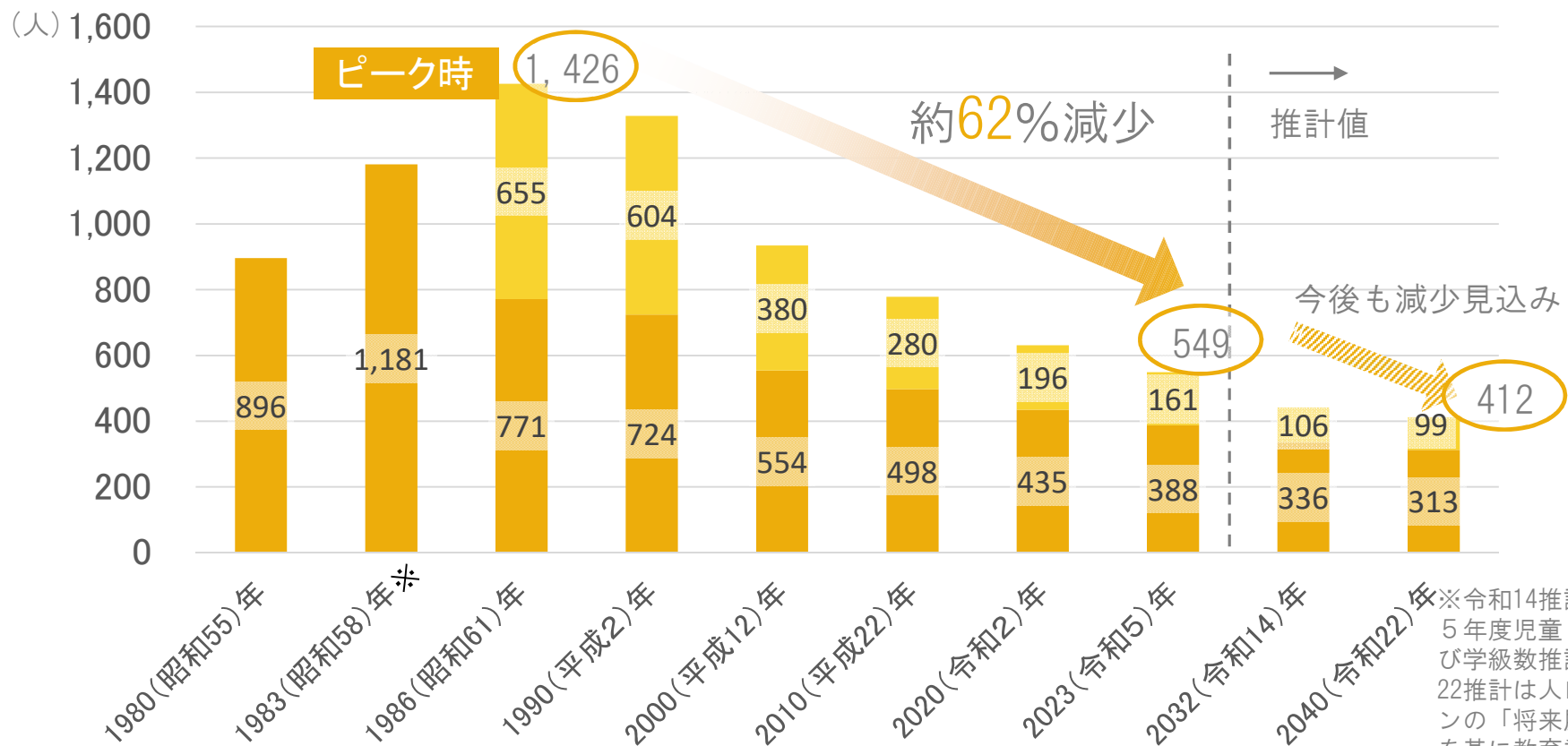
学校	通学区域
小鮎小	飯山の一部、飯山南一丁目～四丁目、飯山南五丁目の一部、上古沢、下古沢
飯山小	下荻野の一部、飯山の一部、飯山南五丁目の一部 宮の里一丁目～四丁目
小鮎中	小鮎小学校通学区域、飯山小学校通学区域



小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校について

② 小鮎小学校・飯山小学校の児童数の推移・推計

- ・ 小鮎地区の児童数は昭和61（1986）年度の1,426人をピークに減少が続く
- ・ 令和5（2023）年度の児童数は549人。ピーク時と比べ約62%減少
（小鮎小は約50%、飯山小は約76%減少）
- ・ 推計では今後も減少が継続する見込み



※(分離前)小鮎小児童数ピーク年度

■ 小鮎小 児童数

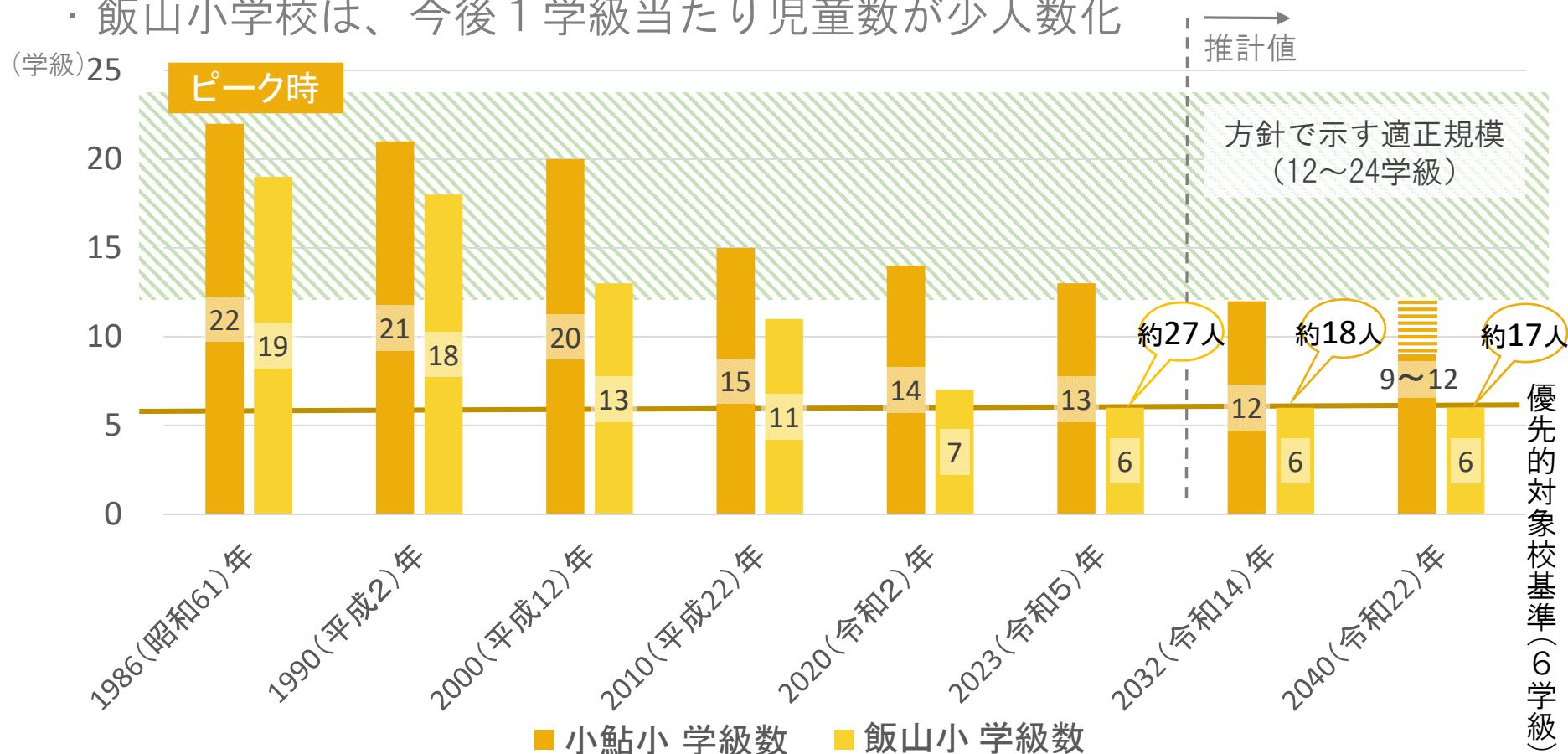
■ 飯山小 児童数

※令和14推計は令和5年度児童・生徒及び学級数推計、令和22推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成

小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校について

③ 小鮎小学校・飯山小学校の学級数の推移・推計

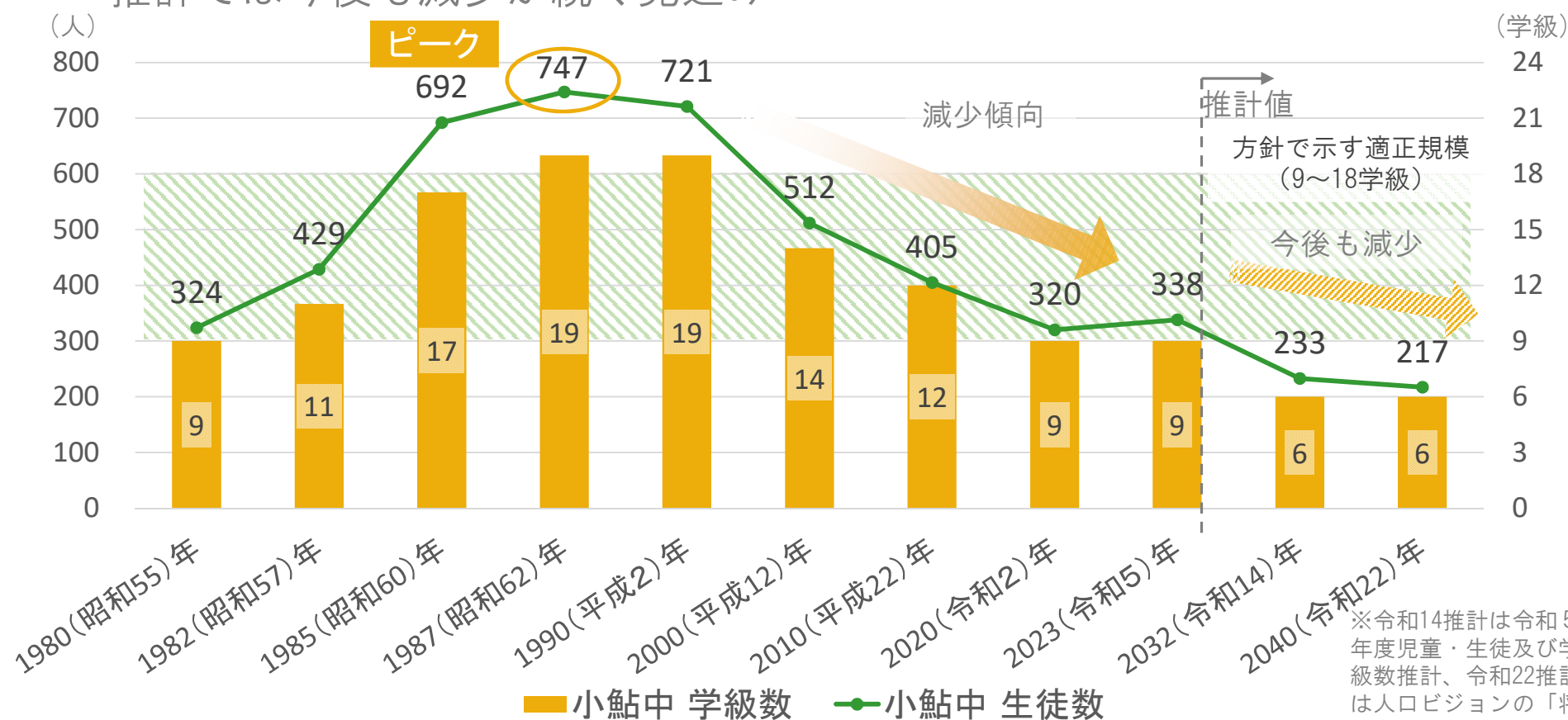
- ・各学校の学級数は児童数減少に伴い減少傾向
- ・飯山小学校は令和5（2023）時点で、優先的対象校の基準となる6学級
- ・小鮎小学校は令和22（2040）時点で、9～12学級程度になることが見込まれ、適正規模の範囲を下回る可能性
- ・飯山小学校は、今後1学級当たり児童数が少人数化



小鮎小学校・飯山小学校・小鮎中学校について

④ 小鮎中の生徒・学級数の推移・推計

- ・ 小鮎中の生徒・学級数は昭和62(1987)年度の747人・19学級をピークに減少が始まり、その後は減少傾向が続いている。
- ・ 令和5(2023)年度の生徒・学級数は338人・9学級
- ・ 推計では今後も減少が続く見込み



4. 小鮎地区における方策の方向性（案）について

小鮎地区における方策の方向性（案）について

① 方策の方向性（案）検討に係る視点について

方策の方向性の検討に当たっては、アンケート等における保護者や地域の皆様の御意見等を踏まえ、次の視点を考慮します。

- ・ 通学に掛かる時間や距離が長くなることで負担の増加や安全の確保が心配

⇒ 通学時の負担抑制の視点

- ・ 魅力的な学校づくりには、学習環境の整備が欠かせない

⇒ 統合に適した学校施設・環境の視点

- ・ 小中一貫校になれば、小学校から中学校に変わる際のストレスが緩和される

⇒ 小中一貫教育推進の視点

小鮎地区における方策の方向性（案）について

② 方策の方向性（案）について

【飯山小学校】 小鮎小学校の敷地への統合

③ 方策選択の根拠について

- ・ 小鮎地区の児童数は今後も減少する見込み
- ・ 小鮎小学校と飯山小学校の2校で通学区域を再編成し、児童数を平準化しても、令和22年には両校とも優先的対象校となる見込み
- ・ 小鮎小学校では統合後も必要教室数が確保できる見込み
（令和14年で15学級見込み→飯山小学校では教室数が不足）

《参考》

小鮎中学校については、原則、各地区内に小・中学校をそれぞれ1校は維持するという考え方にに基づき、統廃合は行わず、今後、小規模特認校制度の導入などの方策の検討を進めていきます。

小鮎地区における方策の方向性（案）について

④ 学校選択の根拠について

	小鮎小	飯山小
適正規模	 令和22（2040）年度時点においても適正規模を維持できる見込み	 令和22（2040）年度時点においても適正規模を維持できる見込み
通学負担	 平均通学時間：22分 45分以上かかる児童：0.6%	 平均通学時間：34分 45分以上かかる児童：20.8%
教室数	 利用可能普通教室数：20	 利用可能普通教室数：11
小中一貫教育	 ・ 1校になることで小・中で連携を図りやすい ・ 小鮎中学校に近接している	 ・ 1校になることで小・中で連携を図りやすい
総合		

小鮎地区における方策の方向性（案）について

⑤ 方策実施により見込まれる効果・課題について

【見込まれる効果】

- ・ 多様な考え方に触れる・切磋琢磨する機会が増加
- ・ 豊かな人間関係の構築・多様な集団の形成が可能
- ・ より多くの教職員による、より多様な観点での指導・評価が可能
- ・ 教職員の校務負担等の適正化⇒子どもと向き合う時間の確保

【考えられる課題】

- ・ 通学距離の遠距離化に伴う、通学負担の増加
- ・ 環境の変化に伴うストレスの発生
- ・ 地域コミュニティの拠点機能の低下

小鮎地区における方策の方向性（案）について

⑥ 課題を解消する取組について

【通学負担軽減策】

- (1) 方針で定める基準を目安に、スクールバスの運行を検討
（費用については市費負担の方向で検討）
- (2) 住所地から近い場所にある学校への通学を認める

【通学安全対策】

- ・ 通学路の安全点検を実施し、危険箇所に対し、ハード・ソフトの両面から対策を実施
- ・ 特に、統合により児童の通行量が増加することが見込まれる箇所（小鮎川を渡る橋周辺等）については、重点的に点検、対策を実施

小鮎地区における方策の方向性（案）について

⑥ 課題を解消する取組について

【児童のストレス緩和】

- ・ 新たな教育環境に対する児童の不安を解消するため、統合前から準備期間を設けるなどの取組を実施
- ・ 統合後も、教育委員会と学校で連携し、児童の心理面の負担軽減を図る取組を実施

《取組例》

- ・ 学校行事やクラブ活動など通じた児童同士の交流事業の実施
- ・ 統合元の学校の教職員を統合先の学校に一定数配置
- ・ 児童や保護者の不安や悩みを把握するため、アンケートの継続的な実施 等

小鮎地区における方策の方向性（案）について

⑥ 課題を解消する取組について

【地域の活力維持】

- ・ 学校は、災害時における地域の避難場所や地域交流の場として地域コミュニティで重要な役割を果たしていることから、学校跡地の取扱いについては、地域住民の意向等を十分に把握しながら検討

小鮎地区における方策の方向性（案）について

⑦ 方策の実施時期について

方策（統廃合）の実施時期については次に掲げる点を考慮し検討を進めます。

- ・ 小鮎小学校南棟の新校舎供用開始見込み時期
(現時点では令和12(2030)年度頃想定)

⇒環境変化に伴う児童への負担を最小限にするため、
新校舎供用開始時期（又はそれ以降）に合わせた方
策の実施を検討

《参考》小鮎小学校南棟の目標耐用年数到来時期：令和9年度
小鮎中学校北棟の目標耐用年数到来時期：令和12年度

- ## ・在校生への影響

⇒方策の方向性決定時点（令和5（2023）年度中を想定）
より前に入学した児童は、入学した学校を卒業できる
方向で実施時期を検討

5. 小鮎からはじまる新しい厚木の教育

小鮎からはじまる新しい厚木の教育

本取組による適正規模の実現のほか、小中一貫教育の推進等の取組や地域と一体で取組を進めている学校運営協議会（CS）・地域学校協働活動の推進により、小鮎地区における新しい教育、学校の在り方を確立し、市が目指す教育の先駆けとなるような夢のある学校づくりをしてまいります。

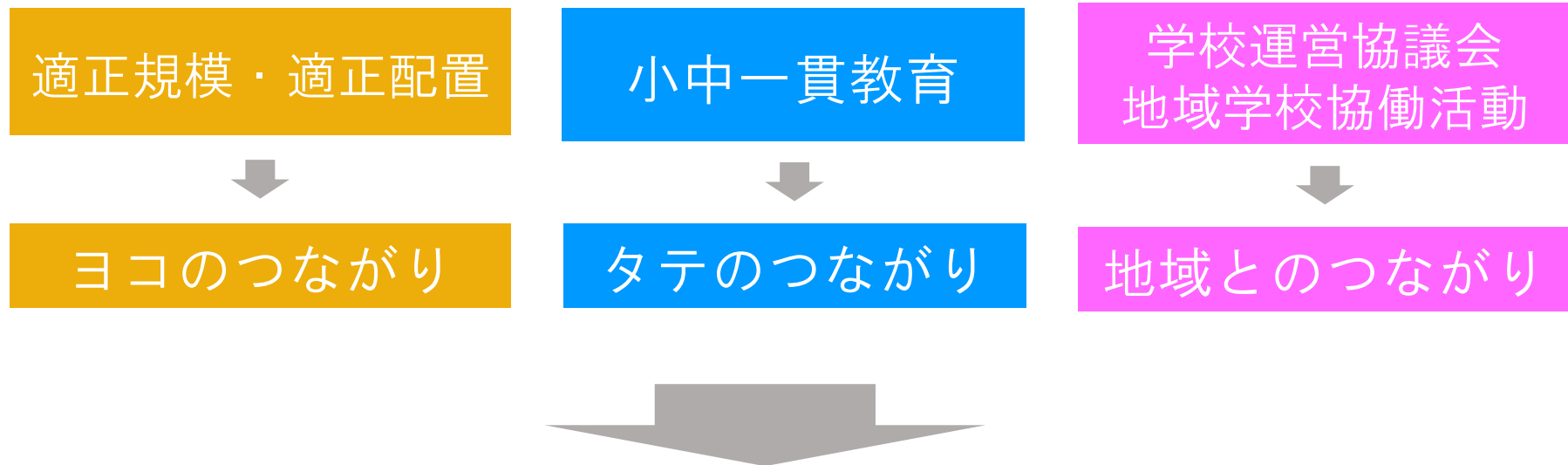
小鮎からはじまる新しい厚木の教育

新しい学校づくり 4 つのねらい

- ①より豊かな人間関係の形成
- ②学びの質の向上
- ③教職員の能力向上・子どもたちと向き合う時間の確保
- ④魅力ある学校・地域

小鮎からはじまる新しい厚木の教育

①より豊かな人間関係の形成



多様な人間関係を通して、社会性やコミュニケーション能力の向上につなげます

小鮎からはじまる新しい厚木の教育

②学びの質の向上

- ・ より多くの教職員による、より多様な観点での指導・評価が可能
- ・ 小中一貫教育による9年を見据えた系統的な教育
- ・ 校区が地区全体に広がることで、より豊富となる人的資源を有効活用し、小鮎地区で一体となってCS・地域学校協働活動を深化させ、学校教育と社会教育の両面から教育環境を向上

③教職員の能力向上・子どもたちと向き合う時間の確保

- ・ 校内研修の活性化、小・中学校間の教職員の交流等により、職員の能力向上が期待
- ・ バランスの取れた教員配置、協力し合える指導体制により、子どもたちと向き合う時間の確保が期待

小鮎からはじまる新しい厚木の教育

④魅力ある学校・地域

- ・ 新たな学校づくりを通じた学校教育の充実はもちろんのこと、地域の魅力づくりにつなげ、地域全体の活性化に資する取組の実施
- ・ 各学校が有する教育資源を、積極的に新たな学校づくりや教育活動に活用し、子どもたちの地域への愛着を育み、学校と地域との結び付きをより強固なものとしていく取組の実施

＜取組例＞

- ・ 各学校の特徴的な行事を取り入れた教育活動の実施
- ・ 地域住民の参画による体験活動・学習活動の実施

6. 今後の取組スケジュールについて

今後の取組スケジュール

取組スケジュール(案)

令和5(2023)年11月

- ・ 意見交換会の開催

令和5(2023)年11月～

- ・ 方策の方向性の検討

意見交換会における保護者の皆様や地域の皆様の御意見等を踏まえ、方策の決定に向け検討を進めます

令和5(2023)年度中

- ・ 方策の方向性の決定

令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月(1年程度)

- ・ 方策実施に向けた地域検討組織による検討

(検討組織は保護者や学校関係者、地域の団体や住民等で構成)

令和7(2025)年4月～

- ・ 小鮎地域における適正規模・適正配置推進計画の策定

(6か月程度)

- ・ 計画に基づく取組の推進

- ・ 適正規模・適正配置の方策の実施(令和12年度以降)

7. 意見交換

意見交換

- ・ 皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思います。
- ・ 御自身のお子様・お孫様や地域の子どもたちのためにどのような教育環境を整えることが望ましいのか沢山の御意見をいただければと思いますので御協力をよろしくお願い申し上げます。
- ・ より多くの方に御発言いただくため、御意見・御質問等は1回につき1件でお願いいたします。
- ・ 御意見につきましては、今後の取組に向けて参考とさせていただくほか、後日、御意見の概要として市ホームページで公表させていただきますので、御了承ください



《学校の適正規模・適正配置の取組関係HP》

詳しくは

厚木市 適正規模・適正配置

検索



又は



《お問い合わせ先》

厚木市教育委員会 教育総務部 教育総務課

電話 046-225-2663

電子メール 7800@city.atsugi.kanagawa.jp